

## こども基本法について

令和5年4月1日施行。こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法。

### 基本理念 【摘要】

#### 【第3条】すべてのこどもについて…

- 個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないこと。
- 適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること。
- 自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。

### 県の 責務

【第5条】 基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### こども 計画

【第10条】 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

## こども大綱について

令和5年12月22日閣議決定。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(**ウェルビーイング**)で生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現を目指す。

### 基本的な方針 【摘要】

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

# 新計画「福島県子どもまんなかプラン（仮称）」の策定

## 現行の子ども・子育て計画

- ◆名称:ふくしま新生子ども夢プラン
  - ◆計画期間:令和2年度～6年度
  - ◆計画の位置付け  
子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画
- 来年度で  
終期

### 主な内容

子ども・若者  
育成支援

子育て  
支援

子どもの  
貧困対策

母子保健

母子・父子  
家庭支援

児童虐待  
防止

★その他、  
子ども・  
子育て支援  
に関する  
施策全般

### 子ども基本法【基本理念】

- ◆子どもの意見を表明する機会の確保と意見の尊重。
- ◆子どもの最善の利益を優先的に考慮。

## 子どもまんなか

### 子ども大綱【基本的な方針】

- ◆「子どもまんなか社会」の実現。
- ◆子ども・若者を権利の主体として、その意見を聴き、対話しながら、ともに実現を目指す。

令和7年度  
新計画  
スタート!



新計画策定に併せ  
内容の見直し

★子ども政策を総合的に推進していくため、現行計画の見直しと併せ、現行計画と子ども計画とを一体化させた新計画「福島県子どもまんなかプラン(仮称)」を策定する。

〈新たな観点〉

目線

★「こども・若者の目線」に立って、こども・若者が抱える問題・課題に対応する施策を立案する。

思考

★「こども・若者を中心」に据え、こどもまんなか社会の実現に向けた未来志向の計画を作成する。

評価

★「こども・若者の意見や声」を基に、こども施策がこどもの利益となっているか、評価・検証する。

〈こども・若者の声〉

◆結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査（仮称）

★結婚・子育てに関する県民のニーズ、結婚生活や子育てにおける県民の幸福度・生活満足度を測る。  
〈20～49歳対象〉

〈EBPM〉

◆こどもまんなかアンケート調査（仮称）

★「こどもの幸福度」の向上を計画の目標に位置付け、こどもの主観的なウェルビーイングを測る。  
〈小5・中2・高2対象〉

「こどもまんなか社会」実現に向けた  
実効性のある計画の策定